**景品表示法　課徴金制度の導入について**

　平成２５年末に発覚したホテル等における一連のメニュー表示等の不当表示を受け、

コンプライアンス体制の確立に向けた事業者の講ずべき表示の管理上の措置等が定められ

るとともに、**平成２８年４月１日から新たに課徴金制度が導入される**こととなりました。

　制度の概要は下記の通りですが、同制度の導入により経済的な不利益が生じることも起こりうるので、周知のほどよろしくお願いいたします。

|  |
| --- |
| **課徴金制度の概要** |

①目的

　不当表示規制の抑止力を高めるため、不当表示を行った事業者に経済的不利益を課すとともに、併せて不当表示による一般消費者の被害回復を促進する観点から、所定の手続きに沿った自主返金（返金措置）を実施した事業者に対する課徴金額の減額等の措置を講じる仕組みとなっている。

②対象行為

**優良誤認表示・有利誤認表示**

※不実証広告規制に係る表示行為について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を不当表示と推定して課徴金を課する。

|  |  |
| --- | --- |
| 優良誤認 | 品質、規格、その他の内容について、合理的な根拠が無く、実際のもの  よりも著しく優良であると消費者に誤認される表示。  例）「有名銘柄牛」と表示して販売している商品が、実は銘柄牛ではない。 |
| 有利誤認 | 価格や取引条件に関して、著しく有利であると消費者に誤認される表示。  例）「本日５割引」と表示して販売している商品が、実はいつもと同じ価格。 |

③課徴金額の算定方法

　不当表示の対象商品・サービスの**売上額に３％**を乗ずる。

④対象期間

**３年間**を上限とする。

⑤主観的要素

違反事業者が相当の注意を怠ったものでないと認められるときは、課徴金を課さない。

⑥規範規則

　課徴金額が**１５０万円未満**となる場合は、課徴金を課さない。

⑦課徴金額の減額

　違反行為を**自主申告**した事業者に対し、課徴金額の**２分の１を減額**する。

⑧除斥期間

違反行為をやめた日から５年を経過したときは、課徴金を課さない。

⑨賦課手続き

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

⑩被害回復

事業者が所定の手続きに沿って**自主返金を行った場合**（返金措置を実施した場合）は、

**課徴金を命じない又は減額**する。

課徴金対象行為に

係る商品等の売上額

１０億円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　返 金

返金合計額

１千万円

課徴金納付額（－）

２千万円

※なお、課徴金制度の導入に関する詳細につきましては、消費者庁のホームページにまとめて掲載されておりますので、そちらもご確認いただきますようお願いいたします。